

令和2年第5回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和2年11月26日（木曜日） 午前10時00分開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育次長兼学校教育課長	齋藤 浩	総務課長	早坂 勝伸
企画財政課長	佐野 克彦	住民生活課長	金刺 隆司
税務課長	残間 文広	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
会計管理者	堀籠満智男		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子	書記 片浦 則之	書記 沼田 裕紀
-------------	----------	----------

議事日程（第1号）

令和2年11月26日（木曜日）午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第52号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

第 4 議案第 53 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第 5 議案第 54 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 55 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）と同じ

午前 10 時 00 分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 2 年第 5 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、大衡村議会会議規則第 4 条第 3 項の規定を受け、議席の間隔を可能な限り空けております。発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、11 番 佐藤貢君、1 番 小川 克也君、を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第 2 、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。本日招集されました、令和 2 年第 5 回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、令和 2 年 11 月 24 日午後 1 時 30 分より議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。本臨時会に付議されました案件は村長提出案件が 4 件、内容は条例の一部改正であります。従って本臨時会の会期につきましては本日 1 日限りとすべきと決定したものであります。以上、議会運営委員会の報告とします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日 1 日限りとすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 皆さんおはようございます。本日ここに令和 2 年第 5 回大衡村議会臨時会を招集しましたところを議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご出席を賜りました。誠にありがとうございます。また第 4 回定例会の開会を来週に控え本当に憚ただしい中にありながらのご出席に重ねてお礼を申し上げる次第であります。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

11 月 16 日に大衡万葉パークゴルフ場への来場者が 100 万人を達成したことから 19 日にパークゴルフ場交流館において記念のセレモニーを開催しております。100 万人目となられた方は富谷市からおこしの大森さんという方で、これまでにも、ですね、シルバー人材センターの仕事がない時期には週に何回も万葉パークゴルフ場でプレーをされているとのことであります。コース管理の行き届いた県内屈指のパークゴルフ場として、今後も指定管理者である万葉まちづくりセンターと協力しながら施設管理を徹底し大勢の来場者をお迎えしたいと考えております。なお第 4 回定例会にはクリエートパーク関係の指定管理に関する議案を上程させていただきますので、これにつきましてもですね、宜しくお願いを申し上げる次第であります。一方新型コロナウイルスの関係では国内の感染者数が 137,000 人を超えて今月 21 日には 1 日としては最多となる 2,568 人の感染者数が報告されております。特に東京、大阪、北海道では 11 月に入り、判断指標が急激に悪化したことから、感染急増段階へ移行する可能性も指摘されておるところであります。政府においても観光支援事業である go to travel の運用見直しを決定し、大阪市と札

幌市を目的とする旅行を対象外とするなど感染拡大の抑止に動いております。また県内においても自治体の首長や県議会議員にも感染者が発生するなど感染が身近なものに迫っておりまして、これからはさらに気を引き締めた対応を推進していく必要性があるものと考えております。

以上、色々と申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は 4 件であります。いずれも国の人事院勧告に準じて改正を行うものであります。

議案第 52 号は議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

議案第 53 号は特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

議案第 54 号は職員の給与に関する条例の一部改正。

議案第 55 号は大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、いずれも議案の期末手当支給率の改正を、いずれの議案もですね、期末手当支給率の改正を行うものであります。

以上議案 4 件を提案いたしますので、原案通り御可決をいただきますようにお願いを申し上げまして招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第 3 議案第 52 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 3、議案第 52 号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） はい、おはようございます。議案書につきましては 2 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表につきましては 1 ページと 2 ページになります。説明につきましては新旧対照表を元に説明をさせて頂きます。1 ページをご覧いただきたいと思います。議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。まず第 1 条による改正といたしまして第 6 条第 3 項の規定中 170/100 を 165/100 に改めるものであります。これにつきましては 12 月支給に対応するものでござ

います。次のページ 2 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 条による改正でございます。第 6 条第 3 項の規定中 165/100 を 167.5/100 に改めるものでございます。これにつきましては令和 3 年度支給に対応するものでございます。次に議案書本文でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし第 2 条の規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日からの施行となるものでございます。今回の改正でございますけれども、国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。説明につきましては以上になりますよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 53 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 4、議案第 53 号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては 4 ページでございます。新旧対照表につきましては 3 ページ 4 ページとなります。説明は先ほどと同じく新旧対照表を元に説明をさせて頂きます。3 ページをごらんいただきたいと思います。特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。まず第 1 条による改正といたしまして、第 4 条第 1 項の規定中 170/100 を 165/100 とするものでございます。こちらにつきましては先ほどと同じく 12 月中の支給に対応するものでございます。4 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 条による改正でございます。同じく第 4 条第 1 項の規定中 165/100 を 167.5/100 に改めるものでございます。こちらにつきましても令和 3 年度支給に対応するものでございます。それでは議案書に戻っていただきまして、附則と

いたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。ただし第 2 条の規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日の施行となるものでございます。こちらの改正関係につきましても先ほどの議案第 52 号と同じく国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。説明につきましては以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 54 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 5、議案第 54 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） はい、議案書につきましては 6 ページでございます。新旧対照表につきましては 5 ページ 6 ページとなります。同じく新旧対照表で説明をさせていただきます。5 ページをご覧いただきたいと思います。職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まず第 1 条による改正といたしまして、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定中 130/100 を 125/100 に改めるものでございます。こちらにつきましては先ほどと同じく 12 月支給に対応するものでございます。次に 6 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 条による改正でございます。第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定中 125/100 を 127.5/100 に改めるものでございます。令和 3 年度支給に対応するものでございます。それでは議案書 6 ページご覧いただきたいと思います。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。ただし第 2 条の規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日からの施行となるものでございます。この条例改正につきましても同じく国の人事院勧告に準じまして改正を行うものでございます。説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑はないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決を致します。お諮りを致します。本案をこのとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 55 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 日程第 6、議案第 55 号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては 8 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表につきましては 7 ページ 8 ページとなります。説明につきましては新旧対照表で行わせて頂きます。7 ページご覧いただきたいと思います。大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。まず第 1 条による改正でございます。附則第 2 項及び第 3 項の規定中 130/100 を 125/100、65/100 を 62.5/100 とするものでございます。こちらにつきましては 12 月支給に対応するものでございます。次に 8 ページをご覧いただきたいと思います。第 2 条による改正といたしまして附則第 3 項の規定中 125/100 を 127.5/100 に、97.5/100 を 95.625/100 に改めるものでございます。令和 3 年度支給に対応するものでございます。それでは議案書をご覧いただきたいと思います。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。ただし第 2 条の規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日からの施行となるものでございます。今回の条例改正でございますけれども職員の給与に関する条例が改正されたことから準用しております期末手当の支給率並びに令和 2 年度 3 年度の会計年度任用職員の支給率を改正するものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決を致します。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和2年第5回大衡村議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員